

22産労観企第442号

東京都観光事業審議会

下記の事項について、貴審議会の御意見を承りたく、東京都観光事業審議会条例(昭和28年東京都条例第2号)第2条の規定により、諮問いたします。

平成22年10月14日

東京都知事 石原 慎太郎

記

東京の活力向上を図る観光振興の戦略的な取組について

諮 問 の 趣 旨

都は、平成 19 年 3 月に策定した「東京都観光産業振興プラン」において、平成 23 年に、年間で外国人旅行者 700 万人、国内旅行者 5 億人が訪れる活力と風格ある世界都市・東京の実現を目指し、取組を進めてきた。これにより、平成 18 年に 481 万人であった訪都外国人旅行者も、平成 20 年には 534 万人へと増加した。

直近の平成 21 年においては、景況の悪化などから、訪日・訪都外国人旅行者ともに減少したものの、今年に入って、訪日外国人旅行者数は上半期累計で前年対比 35%増と、回復傾向にある。また、世界に目を向けると、国際観光客数は、平成 21 年の 8 億 8 千万人が平成 22 年には 10 億人を超え、平成 32 年には 15 億 6 千万人に到達すると予想されている。さらに、東京を取り巻く観光の情勢も、羽田空港の国際化や都内における新たな観光施設の開設などにより、国内外からの旅行者誘致の可能性が高まっている。

都は、従来から観光を重要産業と位置付け、受入体制整備など観光振興施策を推進してきた。今後、さらに、時代の変化を的確にとらえ、ビジネスチャンスを生み出すなど、観光の持つ潜在的な経済活力資源を顕在化し、交流人口の増大や消費拡大を通じた産業の持続的発展に結びつけていくため、行政・民間事業者・都民等が一体となった取組が求められている。

このため都は、観光を、産業をはじめとした活力向上の重要な柱にとらえ、具体的な施策の立案・実施に当たって、東京を訪れる旅行者の視点を重視し、行政・民間など各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、その総力を結集した戦略的・効果的な取組を構築していく必要がある。

このような認識のもと、「東京の活力向上を図る観光振興の戦略的な取組」について、東京都観光事業審議会に意見を求めるものである。